一般庶務報告資料 No. 4 福 祉 部 平成23年1月19日 東・西生活課

東・西生活課の所管区域の見直しについて

被保護世帯数は、平成 19 年度までは、年間約 200 世帯程度の増加で推移していたが、平成 20 年秋のリーマンショック以降急速に増加し、平成 21 年度は年間約 900 世帯の増加となった。

この結果、東・西生活課の被保護世帯数の不均衡が一層広がり、東生活課に比べて西生活課に来庁する区民の相談や保護費の支払いまでの待ち時間が長くなっている。

このため、東・西生活課の所管区域を見直すことにより、両課間の区民の面接、支払いなどの待ち時間の不均衡を是正し、もって窓口サービスの向上を図るもの。

1 見直しに当たっての基本的な考え方

- ・区民サービスの低下につながらないよう交通アクセスに十分配慮する。 亀有地区から東生活課まで、乗り換えなしで3系統のバス路線が利用 可能であり、9時から5時までの間、毎時5~7本のバスが運行されてい る。
- ・連携する機関の所管区域に配慮する。

亀有地区の民生・児童委員の担当区域の範囲内であり、保健所、亀有警察署、金町消防署の所管区域内にすべて入り、当該所管区域を分断することはない。

2 東・西生活課所管区域の見直し(案)

亀有一丁目から五丁目までの区域(約580世帯)を西生活課の所管から東生活課の所管に変更する。(別紙のとおり)

これにより、東生活課と西生活課の被保護世帯数の差は半減する。また、 区全体に占める世帯数の割合は、東生活課が36%から43%に、西生活課が64% から57%になり、両課の不均衡が是正される。

被保護者世帯数の推移と区域見直し(案)

	東生活課		西生活課		東・西生活課の差	
平成 18 年 12 月	2,442 世帯	(38%)	4,056 世帯	(62%)	1, 614	世帯
19年12月	2, 511	(37%)	4, 244	(63%)	1, 733	
20年12月	2, 581	(37%)	4, 434	(63%)	1, 853	
21年12月	2, 867	(37%)	4, 985	(63%)	2, 118	
22年12月	3, 156	(36%)	5, 505	(64%)	2, 349	
区域見直し(案)	3,736 世帯	(43%)	4,925 世帯	(57%)	1, 189	世帯
(平成 22 年 12 月ベース)	S .		×*			

- 3 **見直し予定期日** 平成23年4月1日
- 4 区民及び関係者への周知
 - 1月下旬 亀有地区民生・児童委員への説明
 - 2月 1日 該当区域の被保護世帯へ周知開始 東・西生活課窓口での案内掲示及びチラシ配布
 - 2月24日 合同民生委員・児童委員協議会において全民生・児童委員へ説 明
 - 3月5日「広報かつしか」3月5日号及び葛飾区ホームページに掲載